

第4回荒川河川整備計画関係都県会議

1. 開会

○河川調査官

それでは定刻となりましたので、ただいまから「第4回荒川河川整備計画関係都県会議」を開催させていただきたいと思っております。本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の進行をさせていただきます関東地方整備局河川部河川調査官の高畑です。どうぞよろしくお願いいたします。進行は着座にて進めさせていただきます。

記者発表の際に会議の公開をお知らせしておりますが、カメラ撮りにつきましては冒頭の挨拶終了までということをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、議事に入る前に、本日は別室に傍聴希望の方がいらっしゃいますので、別室の傍聴室への会議の様子を配信することといたしますが、埼玉県、東京都はよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○河川調査官

ありがとうございます。それでは、別室への中継をよろしくお願いいたします。しばらくお待ちください。

それでは再開いたします。取材及び一般傍聴の皆様にはお配りしております取材または傍聴に当たっての注意事項に沿って適切に取材及び傍聴され、議事の進行にご協力いただきますよう、お願いいたします。

まず本日の配付資料を確認させていただきます。お手元にお配りしておりますが、議事次第、出席者名簿、座席表、荒川河川整備計画関係都県会議の規約、ホッチキスどめになってございますけれども右肩にそれぞれ資料-1、資料-2、それから参考資料-1がございます。資料は以上ですけれども、配付漏れ等がございましたら事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

2. 挨拶

○河川調査官

それでは、開会に当たりまして国土交通省関東地方整備局河川部長の佐藤よりご挨拶を申し上げます。

○河川部長

今日は朝早くからお集まりいただきまして誠にありがとうございます。今日は荒川の整備計画の都県会議という形で、この後、また有識者会議は日曜日ですけれども開催させていただきます。それにかかる事前の資料のご確認ということで開催させていただきました。

荒川の整備計画につきましては、過去できてからしばらくたっておりますけれども、一般の水害を踏まえて見直しということになります。荒川流域そのものが、荒川本川が流域面積の大体 65%、入間川流域が流域の 35%というウェイトを占めております。

現整備計画におきましては 65%の荒川本川については水機構ダムが 2つ、直轄ダムが 1つ、それに加えて荒川第一調節池から現在、事業中の第二・三調節池等、非常に数多くの洪水調節施設が既に整備、または計画事業中に対しまして、片や 35%の入間川流域につきましては、河川整備計画上も河道のみで洪水を処理するという事で、洪水調節施設の位置づけが全くなかったわけでございます。ある意味バランス的に見ても少しいかなものかなというところは、素人目に見てもそういうバランスではなかったかと思っております。

今回、この整備計画の改定の中では、新たに入間川流域において洪水調節施設を整備するという事を位置づけることを主眼として、整備計画の改定を目標にしておるわけですが、そういう意味におきまして、入間川全般においても洪水に対して河道のみで洪水を処理するという事に対して、今回我々の管理している河川でいうと入間川の河川に加えて那珂川、久慈川が決壊しておりますけれども、いずれも大規模な洪水調節施設を持たない河川で決壊が生じているということを考えますと、河道のみで洪水を処理するという事に対しては一定程度の限界があるという形になりますと、この入間川流域に洪水調節施設をつくることは埼玉県の地元の方々にも大きく意味があることです。また下流の東京都におきまして、今まで洪水調節施設がなくて洪水がダイレクトに出てくるという形の入間川に溜め物をつくるということは、荒川の治水に万全を期すという意味においても、非常に大きな意味があるのではないかと考えております。

ですので、是非両自治体からも忌憚なきご意見をいただきながら、将来の気候変動を見据えた良い計画まで仕上げていきたいと思っておりますので、いろいろとご意見をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○河川調査官

ありがとうございました。それでは、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

3. 荒川の現状、4. 荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更）（骨子）について

○河川調査官

それでは続きまして、議事に従いまして進めていきたいと思っております。議事次第3の「荒川の現状」と議事次第4、「荒川水系河川整備計画の骨子について」ということで説明をいたします。

○河川計画課長

河川計画課長をしております渡邊です。よろしくお願ひいたします。

それでは「配付資料－1 荒川の現状」と「配布資料－2 荒川の整備計画（骨子）」について、続けて説明させていただきたいと思っております。

荒川の現状では現行の整備計画の概要と、または近年の防災・減災対策に関する動向等についてご紹介をさせていただきたいと思っております。骨子についてはこれから作成しようとしている変更の原案や変更案に向けて、変更のポイントとなる部分について抜粋してご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず資料1「荒川の現状」という資料の1ページ目をお願ひいたします。1ページ目、流域の諸元、降雨・地形特性等ですけれども、時間の都合もありますので、こちらは皆さんよくご存じかと思っておりますので省略させていただきます。

2ページ目、主な洪水とこれまでの治水対策ということで、荒川の計画としては明治44年の荒川の改修計画から始まりまして、度重なる昭和22年9月の洪水ですとか、平成11

年8月などに大きな洪水が発生しているという状況です。

今の河川整備基本方針については、平成19年3月に策定されておりまして、河川整備計画は平成28年に策定されているところです。

次をめくっていただきます。それぞれ方針の計画の概要になります。3ページ目、河川整備基本方針の概要ですけれども、方針の規模としてはおおむね200分の1で、寄居上流と支川については100分の1ほどの規模の計画となっております。

岩淵地点の基本高水ピーク流量が14,800m³/sとなっております。ただ、河道で対応する分としての計画高水流量は7,000m³/sで、残り7,800m³/sについては洪水調節施設で対応するというのが基本的な考え方になっております。上流部でのダムによる洪水調節とか本川中流部での調節池による洪水調節など、あとは河道掘削や築堤によって対応するということになっております。

4ページ目です。これが現行整備計画の概要ですけれども、下に計画の流量配分図が載っておりますけれども、荒川本川の河川改修については、河川整備計画目標流量を基準地点の岩淵において11,900m³/sとしておりまして、このうち調節施設などで洪水調節をして、河道では6,200m³/sを安全に流下させるという計画になっております。

支川につきましては、カスリーンではなく、近年の洪水で大規模な浸水被害をもたらしていた平成11年8月洪水が再び発生しても災害の発生または防止を図るという目標になっておりまして、荒川と入間川が合流する菅間という地点において3,300m³/sというのが目標の流量ということになっております。

5ページ目です。そういった目標に対してどんなメニューが位置づけられているのかというのが5ページに載っております。今回特に支川のことをメインでお話をさせていただきますと、支川の対策としては主に堤防の整備と危機管理型ハード対策という堤防の法尻補強ですとか、天端舗装などについての対策です。凡例上でいうと堤防の整備が赤線で、危機管理型ハード対策がグレーで線を引いているところになります。そのほか、緑の二重丸で示しております水防拠点整備などが、入間川の支川では現行整備計画にメニューとして位置づけられているということです。

6ページ目になります。整備計画策定28年3月以降の整備状況でして、平成30年度までの施工箇所ということになっております。黒で塗られている部分が整備が進んでいるところになります。

7ページ目です。7ページ目が荒川下流の進捗で、幾つか丸とか四角が黒になっている

ところ、船着場の整備とか耐震対策などが完了しているところを黒く色塗りをしているというのが今の支川、本川含めての整備状況となっております。

8 ページです。堤防の整備状況についてです。平成 30 年度末現在で堤防の完成延長が本川支川を合わせまして 187.4km で、本川支川合わせて今後整備がまだ必要な堤防延長が 78.6km ということで、下流については一部残っているところはありますが、ほぼ完成堤になっております。荒川本川の中流部ですとか支川については、まだ未整備のところがあるという状況です。

9 ページ目です。堤防の整備の状況に加えて、洪水調節施設の整備状況になります。基本方針上、約 7,800m³/s を洪水調節で対応する計画になっているということでご説明しておりまして、非常に洪水調節施設の持っている割合が高い水系です。現在完成している施設としては、荒川第一調節池、二瀬ダム、浦山ダム、滝沢ダムの 4 カ所です。あくまでの国と水資源機構が持っているものということではありますけれども、水色で塗っている場所が本川流域の笹目橋より上流域で、ピンクが入間川の流域ですけれども、現時点の整備計画の中では支川においては国・水資源機構の洪水調節施設がないという状況になっています。

10 ページから引き続き、また河道の現状です。河川の河床変動と河床高の経年変化です。前回、第 1 回目の河川整備計画有識者会議において、河川整備計画の点検の結果としては、本川は現行整備計画のまま継続で、支川について見直しをしようということで結論をいただいておりますので、ここから主に支川の話ということになります。

支川について河床変動などを見ていただきますと、一部入間川と都幾川で河床の変動が見られるところもあるのですが、おおむね越辺川、高麗川、小畔川を含めて河床は安定しているといえかると思います。

11 ページと 12 ページが支川部分の河川環境についての特徴です。入間川などの支川については、連続して分布するヨシ・オギの群落ですとか砂礫河原などの自然環境が形成されているということと、大きな河川空間を有するような場所だと、公園とかグランドとかビオトープなどで利用されているという特徴があります。

12 ページですけれども、そういった中で最近の状況の変遷を見ていきますと、荒川中流部と支川では少しヨシ群落などは減少の傾向にあります。群落の時間変化という右上の図を見ていただきますと、ヨシが 32ha 平成 14 年時であったものが、平成 28 年でヨシ 1.9ha、オギ 9.6ha まで減ったりですとかそういうような状況です。ただ、このヨシ・オギの群落

など湿性草地の確認においては重要種の確認というのも多くされておりますので、こういったところについては、今後河川整備計画の変更案を考えていく上でも配慮すべき事項かなと考えております。

13 ページです。ここまでが流域と計画の概要ですけれども、今回変更のきっかけとなっております令和元年 10 月洪水の概要と被害状況でございます。これも皆さん既によくご存じの部分も多いかと思っておりますけれども、今回支川入間川流域への降雨量が非常に多かったということで、荒川水系の越辺川、都幾川では今次洪水で水位も計画高水位を超過して、暫定堤防区間などで決壊し越水による外水氾濫などが発生しております。

雨量でいきますと、左側真ん中ぐらいに載せておりますけれども、菅間地点の上流域 3 日雨量で、平成 11 年とほぼ同等の雨ですし、菅間地点での流量、これは施設なしで氾濫を戻した計算流量ではありますけれども、計画目標の流量 3,300m³/s に対して、4,100m³/s が今回の洪水であったという結果になっております。

14 ページですけれども、河川整備計画の点検を 12 月の有識者会議でやっていただきまして、結論としては今回の被害状況を踏まえて河川整備計画の目標流量を上回った支川の入間川流域において、新しい治水計画検討の必要があるということ。荒川本川においては、今回、笹目橋（岩淵）地点で整備計画の目標流量を超えなかったということもありますので、整備計画に定められている河川整備を継続してしっかりと進めていく必要があるということで、ご意見をいただいております。

先ほど部長からもありましたが、今月 26 日（日）の第 2 回荒川整備計画有識者会議で、さらに変更に向けた内容について議論をいただく予定としております。

15 ページからですが、15 ページからは参考の部分もありますけれども、近年の大水害を踏まえて、治水対策、防災減災対策についての動向です。平成 27 年 9 月関東・東北豪雨を踏まえまして、「水防災意識社会再構築ビジョン」というものが打ち出されております。対策については、各地域において河川管理者と都道府県、市町さんとなる協議会などを新たに設置して、減災のための目標の共有と、ハードソフト対策の一体的・計画的な推進ということが謳われておりまして、16 ページにありますけれども荒川水系においても減災対策協議会が設立されまして、目標に向けた取組が進められているところです。

17 ページです。西日本豪雨なども平成 30 年にはありましたけれども、平成 30 年 12 月には「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」ということで、水防災意識社会の再構築の加速をしましようという提言がなされております。

また昨年10月に右側の記載の内容ですけれども、気候変動を踏まえた治水計画のあり方ということも提言がなされておりまして、治水対策だけでなく、流域対策ですとか土地利用、危機管理、ソフトなどを組み合わせていくということがより一層求められるということが、提言されております。

18 ページです。これも直近の動きですが昨年12月に、これは全国の1級水系を対象にして既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針が取りまとめられておりまして、水害の激甚化等を勘案しまして、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係機関と連携のもと速やかな措置、必要な措置を講じましょうということが、今求められているところでございます。

19 ページです。先ほど減災対策協議会の設立についてお話しさせていただきましたが、令和元年10月台風19号を受けまして、減災対策協議会の派生部会として入間川流域部会というものを設置しておりまして、今後の治水対策の方向性について検討したところです。

20 ページが中間取りまとめということで、12月26日に中間取りまとめというものを緊急対策プロジェクトとして出しています。方向性としましては、冒頭の部長の挨拶にもありましたとおり、今後は河道の流下能力の向上だけではなく、遊水機能の確保、向上、遊水地の整備などと土地利用の制限、家屋移転なども含めた土地利用・住まい方の工夫を組み合わせて対応することと、減災に向けて、今までも十分にやってきている部分はありますけれども、防災情報の共有化ですとか関係機関が連携した水害に対する事前準備のための取組といったソフト対策もしっかり進めていきたいと思います。地元の皆さんと「中間取りまとめ」として取りまとめているところです。

こういった内容についても、今回変更する河川整備計画の中でしっかり反映をしていく必要があるかというふうに考えております。現状の資料については以上です。

続きまして、資料-2の骨子を開いていただきたいと思います。

開いていただいて2ページからです。整備計画の対象区間については特に今回変更するつもりはありませんが、今回変更の対象と考えている区間は入間川流域における入間川、越辺川、都幾川、高麗川、小畔川の5河川と考えております。

3 ページ目は荒川本川・支川を含めた全体的な方針ですので、ここについては変更することは考えておりません。

4 ページ目です。本川につきましては先ほどもお話しさせていただいたとおり、整備計

画の点検の場でも現行計画をしっかりと進めましょうということですので、現行計画から変更せず、昭和 22 年 9 月洪水の規模というものを目標としております。

支川については、平成 11 年 8 月洪水に対する災害の防止ということで書かせていただいておりますけれども、赤字のとおり変更しようと考えておまして、対象は令和元年 10 月台風 19 号による甚大な被害を踏まえ、「近年の洪水で大規模な浸水被害をもたらした令和元年 10 月洪水が再び発生しても災害の発生に防止又は軽減を図ることとする」ということを目標としたいと考えております。下につけているのは現行の流量配分図ですので、これからメニューの検討なども含めてこのあたりの目標流量を具体的にどうするかということ、また引き続き検討を行っていきたいと考えております。

続きまして 5 ページ目です。河川整備の実施に関する事項は、環境ですとか維持管理とかも幅広くはあるんですけども、今回は主にポイントとしては、「洪水、津波、高潮等による被害の発生の防止または軽減に関する事項」というところでの変更が大きなポイントになりますので、この部分についてポイントになるところを赤字で変更点を示しております。

5 ページ目ですけれども、堤防の整備、河道掘削については、内容は従来のみで考えていますが、3 点目、洪水調節容量の確保が現行計画では、本川中流部で調節池の整備を行うという記載は既にありますけれども、今回、洪水調節の容量の確保のために支川にも遊水地をとすることを中間取りまとめなどでもお示しさせていただいておりますが、これについて、「支川では支川下流部へのピーク流量を低減させ、下流への負担を低減するため遊水地の整備を行う」という文言を今回追加したいというふうに考えてます。文言についてはまだ精査する部分もありますが、そういった内容を記載したいということで考えております。

6 ページ目です。(3) 内水対策ですけれども、今の遊水地と関連しまして、「支川における遊水地の整備にあたっては、地形や現状の土地利用等を考慮するとともに関係機関と調整した上で外水、内水の両方に対応する機能の検討を行う」ということで、これから自治体とも調整をしながらこういった検討をしていきたいというふうに考えており、記載したいと思っております。

続いて、危機管理対策です。1 点目、避難場所等となる高台整備について支援を行うということで、こちら先ほどご紹介した緊急治水対策プロジェクトの検討、議論を行っていく中で、こういった高台整備などについても自治体の皆さんとしっかりやっていきまし

ようということを確認しておりますので記載したいと考えております。

6 ページ目の最後のポツですけれども、「水害の激甚化や治水対策の緊要性等を勘案し」と書いてあるこの部分については、先ほど現状という資料の中でご説明をさせていただいた、既存ダムの有効活用については会議の場を持って議論をしていくことになっておりますので、これもしっかり検討を進めるということで記載しております。

最後7 ページ目です。地域における防災力の向上ということで、ここは地域の皆さんと一緒に関係機関と連携をしていきながら、被害の最小化を図るための取組というものを記載している項目です。ここについても、従来の記載に加えまして危機管理型水位計と簡易型河川監視カメラの設置ですとか、また氾濫発生を迅速に把握するため氾濫を監視する機器類の整備等を進めるということをやっていきたいと思っておりますので記載したいと思っております。

次が「洪水時に住民等が的確なタイミングで適切な避難を決断できるよう、住民一人一人の防災行動をあらかじめ定めるマイ・タイムラインなどの取組が推進されるように支援する」ということで鬼怒川・小貝川で進められている取組でもありますけれども、こちらについても推進をということで、緊急治水対策プロジェクトの中でも議論もされておりますので追記したいと思っております。

最後が土地利用の関係になります。こちらプロジェクトの中で議論をさせていただいている部分ですが、「洪水を安全に流下させるための対策に加え、関係機関と連携し、土地利用、住まい方の工夫を組み合わせ対応する。また、浸水が想定される区域の土地利用を制限する等の対策を進める際には、関係機関に必要な支援を行う」ということで、これら今回の水害を踏まえたようなところもポイントにしなごら記載の変更内容をつくっていききたいと考えております。

最後になりますが、直近の予定としましては、冒頭もお話したとおり1月26日(日)に同様の資料で第2回荒川河川整備計画有識者会議を行っていききたいと思っております。以上です。

○河川調査官

我々からの資料の説明については以上となります。続いて、資料-1、資料-2と続けてご説明させていただきましたが、こちらに関しまして本日、埼玉県、東京都にご出席いただいておりますので、それぞれご意見をいただきたいと思っております。まず、埼玉県

からお願いできればと思います。

○埼玉県県土整備部副部長（代理）

埼玉県県土整備部副部長の北田でございます。よろしくお願いいたします。

昨年の台風 19 号では県管理河川でも 2 カ所で堤防が決壊するなど、埼玉県内全域で大きな被害が発生いたしました。特に被害が大きかった入間川流域におきましては、国土交通省、それから埼玉県の河川整備計画の整合を図るために合同で検討を進めていることにつきまして、この場をお借りしましてお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

まず先ほどの資料、荒川の現状についてでございます。台風 19 号では二瀬、滝沢、浦山など上流のダムですとか、荒川第一調節池の洪水調節機能が発揮されまして、荒川本川による被害は発生しなかったことを改めて認識したところでございます。

入間川流域のある埼玉県の荒川中流右岸ブロックにおきましては、県管理河川で 9 河川ほど計画流量を超えておりまして、県が対策を考えていく上では接続先となる直轄河川の治水対策が早期に効果発現されることを期待するものでございます。

また、ハード対策だけでなくソフト対策も大変重要というふうに考えておりまして、リスク情報の共有ですとか伝達方法などについて、また連携をさせていただきたいというふうに考えてございます。

続きまして、資料 2 のほうですけれども、ご説明のあった整備計画の目標それから河川の整備の実施に関する事項につきましては、異議はございません。荒川本川の治水安全度を向上させるためにも、事業化されております荒川第二、第三調節池ですとか、位置づけのございます荒川第四調節池とか南畑排水機場の内水対策などについても事業化に向けて進めていただけるとありがたいというふうに考えてございます。

県管理河川、直轄河川の合流点付近での浸水被害が発生しておりますことから、遊水地の整備などを県としても連携することにより、効果が発現されるものについては、埼玉県としても積極的に進めさせていただきたいと考えてございます。以上でございます。

○河川調査官

続きまして、東京都からお願いいたします。

○東京都建設局河川部長（代理）

東京都の河川部長小林でございます。建設局長の三浦の代理で参りました。よろしくお願ひします。

まず荒川の現状についてでございますけれども、昨年の台風 19 号では荒川第一調節池など上流域の治水施設の効果や岩淵水門の操作によりまして、都区間では氾濫による被害はなく、これらによりまして首都東京は守られているということを改めて強く認識したところでございます。

一方で、岩淵水門付近で氾濫危険水位まであと 50cm と聞いておりますけれども、水位が上昇するなど冒頭河川部長さんもお話になりましたけれども、将来の気候変動などを考慮いたしますと、相当の危機感を持っていることもまた事実でございます。

このような中、荒川水系河川整備計画の変更ということでございますけれども、台風 19 号による降雨ですとか被害の発生状況を考えまして、こういった上流域の治水対策を推進するということにつきましては異議はございません。進めるに当たりましてお願いは、事業の実施に当たりましては上下流のバランスというものに十分配慮していただければ幸いです。

特に先ほど埼玉県からもお話がございましたが、荒川の第二、第三調節池は東京都にとっても非常に重要な調節池だと思っておりますので、整備を急いでほしいということと、早期に効果を発現していただきたいということをお願いさせていただきたいと思ひます。特に京成本線橋梁などの暫定堤防の解消ですとか、足立区の新田 1 丁目とか小台 1 丁目における高規格堤防の整備などにつきましても、並行して推進していただきたいというのが意見でございます。よろしくお願ひいたします。

○河川調査官

ありがとうございました。それでは今、埼玉県、東京都からご意見、ご指摘をいただきまして、この場で少しそちらにつきまして当方の考えも述べさせていただきたいと思ひます。

まず荒川の現状についてということで、それぞれご指摘をいただいて、昨年の台風 19 号による二瀬などの既設ダム、それから荒川本川の第一調節池、岩淵水門の操作による治水効果の認識と、一方で岩淵水門付近で先ほど 50cm 近くまで来たといった危機感があるということで、治水対策の早期発現ということのお話と、ソフト対策、リスク情報共有の話

もあったかと思えます。

昨年の台風 19 号の洪水につきまして、荒川本川では先ほどご説明でも触れましたけれども、昭和 22 年 9 月洪水のカスリーン台風を上回る雨量となりまして、上流ダム群、荒川第一調節池の洪水調節施設によって、現行の整備計画目標流量を下回る流量には収まっていたという状況でした。

ただ、国・水資源機構のダム、遊水地を有しない支川の入間川では菅間地点において現整備計画の目標流量を上回る流量となりまして、越辺川、都幾川の堤防が決壊するといった大きな被害が生じたところです。

これらを踏まえまして、入間川の目標を令和元年 10 月の洪水が再び発生しても災害の発生の防止、または軽減を図るということで堤防の整備、樹木の伐採、河道掘削、新規遊水地の整備などそういったもので対応してまいりたいというふうに考えております。

それから昨年の台風 19 号の洪水を受けまして、入間川流域部会を令和元年 11 月に設置しておりまして、入間川流域の緊急治水対策プロジェクトを取りまとめて、多重防御の考え方による治水対策や、減災に向けたさらなる取組の推進を図ることとしておりますので、ソフト対策についても地元自治体と連携を図りながら、取り組んで進めてまいりたいと考えております。

続きまして資料 2 の関係になります荒川水系の骨子についてということで、こちらは、大筋につきましては異議なしということではございましたけれども、上下流のバランスに配慮した事業の実施、現在事業化しております荒川第二・第三調節池の早期効果の発現、京成本線の橋梁などの暫定堤防の解消、足立区新田・小台の高規格堤防の整備についても並行して推進をしてほしいということ、荒川第四調節池や南畑排水機場の内水対策についても事業化に向けて推進してほしいというご指摘もいただきました。

これから整備計画の変更にあたりましては、いただいたご意見を踏まえつつ整備の内容、整備手順等を配慮して検討を進めてまいりたいと考えております。

また、現在鋭意事業を進めてございます荒川の第二、第三調節池の整備、京成本線の橋梁掛け替え、高規格堤防の整備につきましても、早期の完成、効果発現を目指しまして引き続き事業を進めてまいりたいと考えております。

また、先ほどご指摘のあった荒川第四調節池、南畑排水機場の調整につきましても、引き続き事業化に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

それから先ほど遊水地の整備に関する埼玉県さんとの連携というところもご指摘をいただいたところでは、遊水地の整備に当たりましては、先ほどの資料の中でもご説明させていただきましたけれども、ポンチ絵に載せておりましたハイブリッド型の遊水地と称しまして、いわゆる内水対策としての地形や現状の土地利用等を考慮するとともに、関係機関と調整した上で外水、内水の両方に対応する機能の検討を行ってまいりたいと考えておりますので、こちらも引き続きご協力をお願いできればと思っております。

私からは以上となりますが、加えて何かご意見があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

5. 閉会

○河川調査官

それでは整備計画の内容に関しましてさまざまご意見、ご発言をいただきまして、これからそういったものを踏まえて検討を進めてまいりたいと考えております。また、当面の進め方としましては、今後、学識経験者、それから関係住民からの意見をいただくこととしております。整備計画の検討に当たりましては、今後とも都県の皆様と相互のお立場を理解しつつ、検討内容について認識を深めていくこととしたいと考えておりますので、引き続きよろしくご意見いたします。

最後に本日は貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。またさらにご意見等がございましたら、改めまして書面等でいただければと思います。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、第4回の荒川河川整備計画関係都県会議を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

(了)